

■JIA 関東甲信越支部 第 8 回常任幹事会
業務関連の報告

2024 年 2 月 21 日

トピック 1 : 「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準 (告示第 8 号)」
説明会の実施の案内

概要 : 国土交通省住宅局建築指導課より、2024 年 1 月 9 日に改定された「建築士事務所の開設者がその業務に 関して請求することのできる報酬の基準(業務報酬基準:告示第 8 号)」について、説明会を実施する旨の連絡がありました。参加をご希望の方は事前登録をお願いいたします。

要点 : ■説明会について

以下の日時に WEB 形式により実施します。
2024 年 3 月 1 日 (金) 13 : 00~14 : 00

説明会参加には以下の URL から事前登録を行う必要があります。

事前登録の締め切りは、2024 年 2 月 28 日 (水) 17 時です。

<https://forms.office.com/r/5Kyr4PYpSL>

説明会参加用の URL は説明会前日までに、ご登録頂いたメールアドレスにお送りします。

■業務報酬基準の概要

業務報酬基準 (令和 6 年国土交通省告示第 8 号) とは、建築士法第 25 条の規定に基づき、建築主と建築士事務所が設計・工事監理等の契約を行う際の業務報酬の算定方法等を示したものです。詳細については下記のページをご覧ください。

国土交通省 HP : 「設計、工事監理等に係る業務報酬基準について」

備考 : ■説明会に関する問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課 TEL : 03-5253-8111 (内線 39-542)

(以上)